

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成21年7月10日
独立行政法人農林漁業信用基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1．平成20年度の経緯

当法人は、11階建ビルの一部を使用している団体なので、自ら省エネルギー回収事業や、電気の調達契約をしていない。しかし、パソコン、コピー機等事務機器等及び事務用品の購入にあたっては、省エネルギー及び環境に配慮した商品の購入に努めた。また、ビル全体においては、入居者11法人で「省エネルギー推進協議会」を組織し、2のような省エネ対策が講じられている。

2．環境配慮契約の締結状況

省エネVベルトへの交換
事務所電子安定器交換

3．その他の環境配慮契約に係る事項

グリーン商品の購入に努めたほか、平成21年5月22日に「独立行政法人農林漁業信用基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置」について定める計画を策定した。